

寿高原食品株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～ 令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和12年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり最低年間7日以上とする。

<対策>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年7月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和8年7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施。
- 令和9年4月～ 段階的な引き上げによる最低取得日数を制定、取得促進のための取組の開始
- 令和11年4月 令和9年4月の制定を改訂し目標の日数取得を義務付け

目標2：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を令和8年9月までに実施する。

<対策>

- 令和7年7月～ 検討会の設置
- 令和8年4月～ 社内報などによる社員への参観日実施についての周知
- 令和8年9月～ 参観日の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検討